



施設・事業ごとの無償化の詳細

保育所、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業

無償化

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの利用料（保育料）
- ・市民税非課税世帯の、0歳児クラスから2歳児クラスの利用料（保育料）



手続き不要



無償化対象外

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、主食費、副食費、行事費など
- ・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの利用料
- ・副食費（おかず・おやつなど）⇒「食材料費（主食費および副食費）について」（4ページ）参照

公立幼稚園

無償化

- 3歳児クラスから5歳児クラスの利用料（保育料）



手続き不要



無償化対象外

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、主食費、副食費、行事費など
- ・副食費（おかず・おやつなど）⇒「食材料費（主食費および副食費）について」（4ページ）参照

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園（教育認定）

無償化

- 満3歳児クラスから5歳児クラスの利用料（保育料）



手続き不要



無償化対象外

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、主食費、副食費、行事費など
- ・副食費（おかず・おやつなど）⇒「食材料費（主食費および副食費）について」（4ページ）参照



預かり保育の利用料の無償化は別途申請が必要です。

詳細は、**幼稚園および認定こども園(教育認定)の預かり保育（在園児が利用するもの）**（次項）をご覧ください。

幼稚園および認定こども園（教育認定）の預かり保育（在園児が利用するもの）

無償化

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの預かり保育の利用料
- ・市民税非課税世帯の、満3歳児クラスの預かり保育の利用料

上限あり

日額 450 円×利用日数の範囲内で、
 【3歳児クラスから5歳児クラス】月額 11,300 円
 【満3歳児クラス】月額 16,300 円



必要な手続き



無償化の対象となるためには「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）を受ける手続きが必要です。手続きについては、「無償化のための手続きについて（施設等利用給付認定）」（3ページ）をご覧ください。（預かり保育の利用料は償還払いとなりますので、一度施設に利用料をお支払いいただき、市へ請求書類を提出のうえ、市から保護者の指定口座に振り込みます。）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

無償化 ・3歳児クラスから5歳児クラスの利用料
 ・市民税非課税世帯の、0歳児クラスから2歳児クラスの利用料

**上限【3歳児クラスから5歳児クラス】月額37,000円
 あり【0歳児クラスから2歳児クラス】月額42,000円**

対象条件 「保育の必要性」の認定を受けており、保育所・認定こども園または幼稚園などを利用していない子ども



必要な手続き

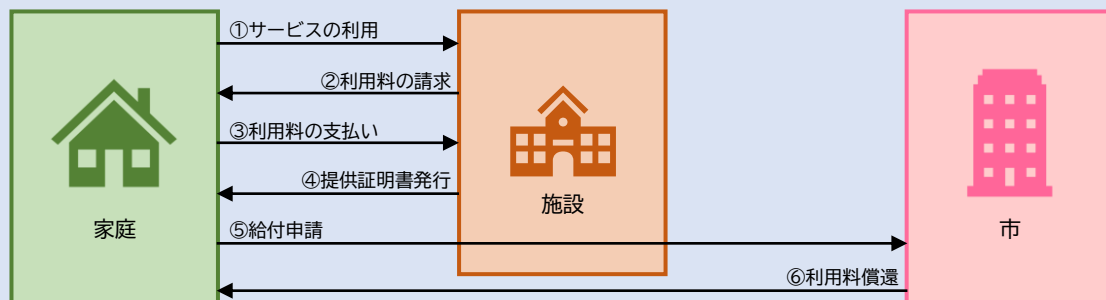
無償化の対象となるためには「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）を受ける手続きが必要です。手続きについては、「無償化のための手続きについて（施設等利用給付認定）」（3ページ）をご覧ください。（預かり保育の利用料は償還払いとなりますので、一度施設に利用料をお支払いいただき、市へ請求書類を提出のうえ、市から保護者の指定口座に振り込みます。）

※在園する園での保育料無償化の対象者で、保育の必要性がある子どもと認定されているが、在籍する施設での預かり保育の体制が一定の基準に達していないために他の保育のサービス（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育施設、ファミリー・サポート・センター事業など）を併用している場合は、併用する保育サービス利用にかかる費用も合算し、月額11,300円（満3歳は市民税非課税世帯の場合は月額16,300円）まで無償化されます。

償還払いの手続方法のイメージ



「保育の必要性」の認定を受けていない場合は無償化対象外です
 また、認定申請日から遡って「保育の必要性」の認定をすることはできません



企業主導型保育事業	障がい児の発達支援（児童発達支援など）
企業主導型保育施設を「地域枠」で利用されているお子さんが無償化の対象となるためには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設が対象です。 【問い合わせ先】 地域福祉課 障がい支援係 TEL：0897-52-1214